

公的研究費の不正防止等について

令和7年7月25日 経理調達課

教員が使用する研究費

● 外部資金

- 受託研究費
- 共同研究費
- 科学研究費補助金
- その他補助金
- 奨学寄附金

● 大学の資金（業務費：授業料・運営費交付金財源）

- 教育研究基盤経費（校費他）
- 事業経費（学内特別経費、研究環境向上経費他）

外部監査等について

- ・会計検査院による監査
 - 全ての支出を監査される可能性がある
 - 外部資金は重点的に監査される
- ・政府系の競争的資金は個別の監査がある
 - 総務省・文科省・JST・NICT・NEDOの受託研究
 - 文科省の補助金

どの資金でも不正防止対策を聞かれる
対策を取らないと申請できない

(参考) 研究活動の不正行為

● 特定不正行為

・捏造

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

・改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものの加工する行為

・盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為

● その他の特定不正行為

・不適切なオーサiership、二重投稿又は二重出版

預け金問題

教授ら330人、不正経理の疑い 業者に預け金7億円超

関東を中心とした計約60大学・短大の教授ら約330人が、出入り業者に研究費を預けていた疑いがあることが、朝日新聞が入手した業者の内部資料でわかった。研究費には国などの公金も含まれていた。総額は7億円を超える。5年前から減少傾向にあるが、現在も200人以上が計約2億円を預けたまま。

朝日新聞の取材を受け、東京工業大など一部の大学は調査を進めた。東工大の副学長は28日、10月の予定だった次期学長就任を辞退した。

朝日新聞が入手したのは、精密機器卸会社の内部の精密機器卸会社が、各教員との取引を記した「預かり金明細書」など。教員側から提出されたという。その後、機材購入や設備修理にあてられた取引が記載されていた。入金の際、

研究費を使った物品購入などに大学への申請などの手続きが必要。預け行為は使途をチェックできず、私的流用や目的外使用の温床になった。朝日新聞によると、大半の大学が内規で禁じている。

**各大学で預け金が発覚！
全国で納品検収制度が厳格化**

[a トップ](#) | [a ニューストップ](#) | [a ブログの反響](#) | [→ 最大2ヵ月間無料! 朝日新聞デジタル](#)

朝日新聞 2011(平成23)年7月28日

本学では該当は無かった

不正を認識し、不正をしない

- 大学で受け入れた研究費＝「公的研究費」

- 適正 使用ルールに従った執行

- 不適正 使用ルールに違反

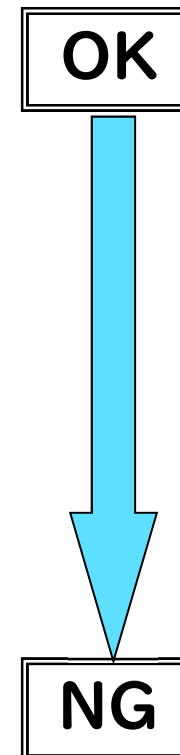
- ✓ 別の予算で処理

- ✓ 大学は不適切な分の支払いはできない

- ✓ 私費で払うことになる

- 不正 社会常識・法律に違反！

犯罪行為！私費で返金してもダメ！



ペナルティ・罰則

- 刑事罰（補助金適正化法違反 他）
 - 例：補助金適正化法第30条：3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
- 研究費を配分した機関によるもの
 - 例：科研費 応募資格停止 1～10年

大学にもペナルティ

- 本学によるもの
 - 懲戒、訓告、減給、降格、etc.
- 研究費の返還
- 社会的信用の失墜

不正に対するペナルティ

「預け金」判明 北大 研究停滞の懸念

ツイート 4 おすすめ 44 おすすめ チェック ?

関与教員 補助金停止も

教員35人による公的研究費などの不正経理が判明した北海道大学で、理工学系分野での研究や教育機関としての“機能停滞”が懸念されている。不正が確認された公的研究費の多くは、学外から獲得した「競争的資金」で、今回の問題で今後、交付がストップすると、教員の研究スピードが落ちたり、大学院生の実験費用が不足したりする可能性があるためだ。北大関係者は「影響は避けられない状況。対応については今後、議論する」と危機感を募らせている。



札幌報道・北
浦義弘

北大によると、2007年度以降で、少なくとも、教授を含む理工学系15部局の教員35人が計約2億2300万円の不正経理に関与していたことが、昨年12月に北大調査委員会が公表した中間報告で判明した。

このうち、約1億6000万円が公的研究費で、その約8割が学外から教員が受け取っていた競争的資金。交付元である国などが不正を確認すると、今後の研究費の申請ができなくなる。

文部科学省所管の独立行政法人「日本学術振興会」などが交付元となっている「科学研究費補助金」の場合、不正使用が確認されると、交付した補助金の返還命令が出される。その上、翌年度以降で「2年以上5年以内の間」は補助金が交付されなくなり、同時に新たな申請もできなくなる。

不正経理が判明した公的研究費の交付元について、北大は12月の中間報告では、明らかにしなかった。現在、北大は交付元に説明に回っており、交付元による不正経理の確認作業が終われば、当該教員の研究に影響が出るのは必至だ。

写真の拡大

2011年7月	北海道大学の教員による「預け金」が判明
8月	教員35人が学外から競争的資金を受け取っていたことが判明
12月1日	調査委員会が不正使用を確認し、返還命令を出した
12月11日	不正使用が確認された教員35人のうち、約8割が競争的資金を受け取っていたことが判明
12月	不正使用が確認された教員35人のうち、約8割が競争的資金を受け取っていたことが判明

罰則改正前と後の 応募制限期間

現行
13
から
年度

研究費の不正使用	個人の利益を得るための私的流用	5年 → 10年
	私的流用以外の不正使用	2~4年 → 1~5年
	必要な注意義務に違反した上司	なし → 最長2年(新設)

研究上の不正行為	当初から不正行為を意図するなど、特に悪質	2年 → 10年
	不正な論文による社会的影響が大きく、悪質性が高い	5~10年 → 5~7年
	不正があった研究論文の共著者	2~3年

読売新聞 2013(平成25)年1月13日

最長10年の応募資格停止!

研究費執行上の留意点

- 適切な執行計画の下での研究実施
- 与えられた権限内での予算執行
- 納品検収の徹底
- 旅費の事実確認
- 研究補助等謝金の事実確認
- 不明な場合は担当部署へ相談

適切な執行計画の下での研究実施

- ✓ 交付申請に従って計画を進める
- ✓ 高額物品の購入は早めに担当に相談する
- ✓ 資金の執行マニュアルを読む
- ✓ 契約期間末に執行が集中しないようにする

与えられた権限内での予算執行 以下の行為は教員に権限がありません！

- × 資金（現金）を直接管理すること
- × 150万円以上の物品等を発注すること
- × 物品等を納品検収すること
- × 工事を発注すること

納品検収の徹底

● 原則の納品方法

- ✓ 納入業者は経理調達課で検収を受けてから研究室へ納品する

● 宅配便、夜間、緊急時等

- ✓ 専攻事務室等へ持ち込み、事務室の納品検収補助者から当日中又は翌日に検収を受ける

● 物品等の使用は検収を受けてから

● 宅配便は当日中に事務室で検収手続き

● 納品時には納品書と現物を突き合わせる

旅費の事実確認

- 出張報告書は、**1週間以内に提出する。**
- 研究打合せ等の用務の場合は、**出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。**
- 学会参加等の用務の場合には、**大会要旨等、当日配布資料の一部を添付する。**
- 航空機を利用した場合は、**領収書及び航空券の半券等を添付する。**
- その他の出張では、**出張を証明する書類：**
(例) 用務先の写真、現地での買い物のレシート等

研究補助等謝金の事実確認

- 研究者が毎回勤務確認を行う。
(出張等で不在の場合は他の教員に委任してください。)
- 出勤表は従事者(学生等)が人事労務課
謝金担当に持参する。
- 業務実施に伴い成果物がある場合は、出勤表に一部を添付する。

研究費に関する担当部署

● 不明な場合は担当部署へ相談

- 外部資金申請・報告→研究推進課研究推進係
- 物品購入等、執行状況照会
→経理調達課契約第一係
→経理調達課契約第二係（外部資金担当）
- 旅費→経理調達課経理係
- 謝金→人事労務課謝金担当
- 工事→施設課施設企画係
- 図書→学術情報課情報企画係
- 雇用（給与として扱うもの）
→人事労務課人事企画係（常勤）、人事給与係（非常勤）

- 教員発注後、納品検収を経て物品を受領したら、速やかに財務会計システム(GrowOne)に入力し、物品等購入報告書に見積書、請求書、納品書等必要書類を添えて納品検収室（図書は学術情報課）に提出してください。
- システムへの入力が遅れると業者への支払に遅延が生じ、大学全体が取引停止になることがある他、教員本人にも予算執行停止等のペナルティが科せられる場合がありますので、ご注意ください。

公的研究費の不正な使用の通報・相談窓口の設置

http://www.uec.ac.jp/about/activity/injustice_stop/disclose_contact.html

本学は公的研究費の不正使用の通報・相談受付窓口を設置しています

対 象：研究費の不正な使用によるものが対象です。

留意事項：通報・相談は原則、顕名で行うこととしています。通報等を受け付ける際には、以下について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力を求める場合があります。

通報者の氏名・連絡先、不正な使用を行ったとする研究者、不正な使用の態様、不正とする根拠、使用された研究資金等

公益通報窓口

○学内窓口

内部監査室（本館3階）

住所：〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

電話番号：042-443-5011 FAX番号：042-443-5010

メールアドレス：notice-info@office.uec.ac.jp

受付時間：平日9時～17時

○学外窓口

晴海協和法律事務所 横井 弘明 弁護士

住所：〒104-0045 東京都中央区築地1-13-13 北水ビル第三4階

電話番号：03-3524-4800 FAX番号：03-3524-4801

メールアドレス：yokoi-law@par.odn.ne.jp（件名は「電気通信大学 公益通報」と記入）

受付時間：平日10時～17時

参考Ⅰ：文部科学省の不正防止の対応

● 研究機関における公的研究費の管理・監査

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）—平成19年2月15日策定

- ・令和3年2月1日改正
- ・依然として発生する研究費不正への抜本的な対策として、**意識改革（コンプライアンス教育・啓発活動）**等を打ち出す
- ・全国の大学・研究機関に対して遵守を要請
- ・本学もこれに基づき令和3年度に規程類を改正

参考2：本学の不正防止の対応

本学における公的研究費の不正防止の取り組みについては、以下のURLまたは本学HPから参照できますので、ご確認ください。

(https://www.uec.ac.jp/research/activity/misuse_prevention.html)

(トップ→究める→公的研究費の不正防止のための対応)

公的研究費の不正防止等のための対応マニュアル

- 文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
- 国立大学法人電気通信大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
- 電気通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 電気通信大学コンプライアンス規程
- 電気通信大学における公的研究費の不正防止の組織体制及び調査の手続き等に関する取扱規程
- 電気通信大学における公的研究費の不正防止計画(第3次)
- 不正防止実施計画